

横浜市本場青果部市場取引委員会

-次 第-

日 時：令和元年6月6日（木）13時00分

会 場：横浜市中心卸売市場本場

市場センタービル3階研修室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

- (1) 横浜市中心卸売市場業務条例の取引に関する規定の見直しについて
- (2) その他

4 閉 会

【資 料】

資料1 委員名簿

資料2 座席表

資料3 横浜市中心卸売市場業務条例の取引に関する規定の見直しについて

(参考資料)

- ・ 前回（平成31年3月5日開催）資料、議事録

横浜市本場青果部市場取引委員会委員名簿

	氏 名	職 名
会 長	三村 優美子	青山学院大学経営学部教授
副会長	高力 美由紀	新潟食料農業大学食料産業学部教授
委 員	福留 秀樹	金港青果株式会社 代表取締役社長
委 員	後藤 正明	横浜丸中青果株式会社 代表取締役社長
委 員	鈴木 格次	横浜中央市場青果卸協同組合 理事長
委 員	石井 孝和	横浜青果小売商協同組合連合会 会長

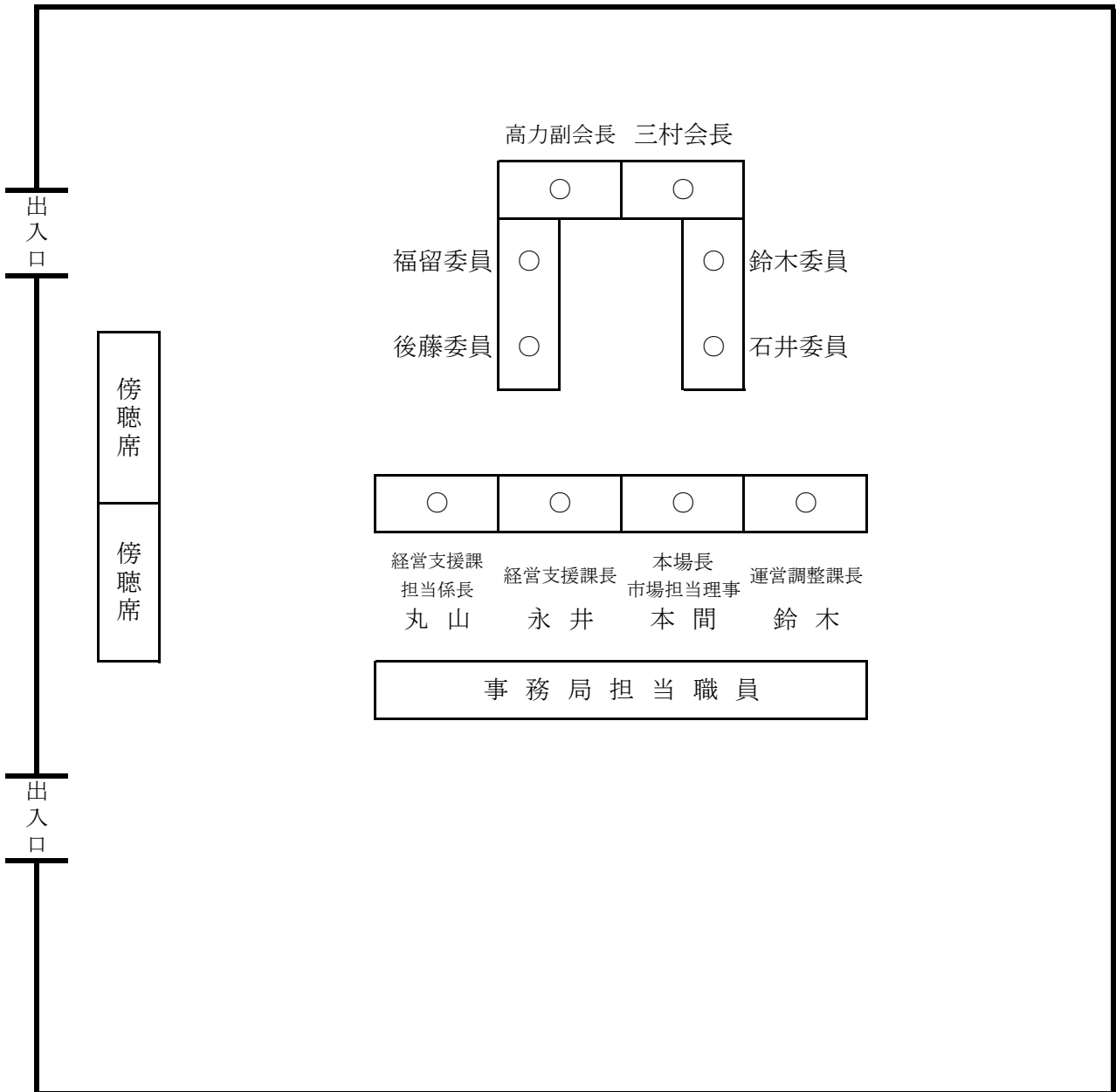
(敬称略・順不同)

日時: 令和元年6月6日(木)

13:00~

会場: 本場3階研修室

横浜市本場 青果部 市場取引委員会 座席表



横浜中央卸売市場業務条例の取引に関する規定の見直しについて

取引参加者が遵守すべき事項(引き続き維持される規制)		開設者の対応
差別的取り扱いの禁止	卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して、不当に差別的な取り扱いをしないこと。	開設者は、遵守事項を取引参加者(卸売業者、仲卸業者その他の卸売市場において売買取引を行う者)に遵守させるため、これに必要な限度において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとることができる。
受託拒否の禁止	卸売業者は、その取扱品目に属する生鮮食料品等について当該卸売市場における卸売のための販売の委託の申し込みがあった場合には、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒まないこと。	

項目(削除された規制)					
	現行条例内容	前回提示した検討の方向性 (主に議論されたもの)	議論の概要	前回の議論を踏まえ行った ヒアリングによる意見	見直し方針
第 三 者 販 売 の 禁 止	卸売業者は、原則として仲卸業者、売買参加者以外への卸売はできない。(残品等を除く) 仲卸業者となるには開設者の許可、売買参加者となるには開設者の承認が必要。 災害時は開設者が売買取引に関して指示を行うことができる。	<ul style="list-style-type: none"> 買受可能者は、原則として卸売業者との取引契約締結者、代金決済機構参加者とし、卸売業者は契約相手を開設者に届出る。 販売先開拓等のために、継続的な卸売が未定の事業者への卸売や、残品等についての臨時の卸売など、例外として臨時の取引を行った場合は、開設者に取引結果を報告する。 せりに参加できる者の承認制度を導入する。 	<p>①事前届出、情報公開について</p> <ul style="list-style-type: none"> これからは、すべて事前届とし、すべて買受可能者になればよい。提示された案では「お試し」「スポット」で、取引可能者でない者が買えるという新たな第三者を作ろうとしている。 オープンにし、どこにどの程度荷が流れているのかがわかれば、納得できるが、わからない状態で流れるのは良くない。見えないところで取引されることは、仲卸としては賛成しない。 第三者販売という例外が許される残品処理というのがあったので、それはあり得るだろうが、継続的に残品処理というはよくない。 <p>②子会社等を経由させることについて</p> <ul style="list-style-type: none"> スポットで売るのはいけないということであれば、例えば買参の人に言って買うとかではどうか。 <p>③災害時対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害等の緊急時という項目があってもいいのでは。そういう時に与信だなんだと言っている場合ではない。市民に供給するべき。横浜だけでなく隣の市へも。 	<p>【卸】</p> <ul style="list-style-type: none"> すべて掛け売りのため何らかの与信はする。 まったく初めての相手に当日売ることではない。 オープンにするのは良いが事前届出にあたっては負担が増えることのないようしていただきたい。 <p>【仲卸】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本スタンスは第三者販売は反対。 皆が欲しがる品が第三者に、残りが仲卸に、ということがないよう、確認したい。 卸が自分たちの顧客に売っていないか確認したい。 <p>【卸】</p> <ul style="list-style-type: none"> 買参・子会社を通すのは、相手からすれば仕入先が変わるわけで簡単な話ではない。 <p>【全】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時対応の規定を設けることは異論なし。 	<p>卸売業者の卸売先は、現在の仲卸業者、売買参加者の他、卸売業者から取引予定者として事前に報告があった者とする。←①</p> <p>災害等の対応は現行内容を維持する。←③</p> <ul style="list-style-type: none"> せりに参加できる者の承認制度を導入する。

項目(削除された規制)					
	現行条例内容	前回提示した検討の方向性 (主に議論されたもの)	議論の概要	前回の議論を踏まえ行った ヒアリングによる意見	見直し方針
商物一致の原則	卸売業者は、原則として市場外にある物品を卸売してはならない。 ただし、開設者又は農林水産大臣が指定した保管場所を経由した取引、開設者の承認を受けて電子商取引による卸売をすることができる。	・自由化するが、卸売の数量、金額はすべて開設者に報告し、これに基づき使用料を賦課する。	①商物分離の概念について ・食品流通の分野で商物分離といえば、電子化とかeコマースとか、受発注システムの導入とかいう話がセットで出てくる。そういう議論をしないで、今のありようを商物分離といっても無理がある。ここで議論しているのはレベルが違う気がする。商物分離というのをどう考えているのかということ卸、仲卸にもう一度ヒアリングしてほしい。 ②市場内への荷の確保について ・できるだけ市場に荷が集まる構造にするべき。卸売業者の物流全体が見えないとわからない。 ③情報公開について ・原則は商物一致の維持だが、そこから例外規定を設け、ルール作りをしていこうという立場。例外部分の「見える化」を。 ④市場を経由しない荷の市場使用料について ・これまで兼業として取り扱っていた売上高に市場使用料が付加されることとなり、経費増となる。 ・商物一致なら市場を使うので使用料を取れるが、電子取引になれば市場を使わないのだから、使用料をとるのは理由がなくなるのではないか。取るなら合理的理由が必要となる。	【全】 ・商物分離の概念は、「今まで市場の原則であった『商物一致』ではない物流」という意味合いでとらえてよい。 【卸】 ・場内で売れるものは場内を優先する。 ・加工用原材料など市場に入れる必要のないものはコスト削減の観点から直送することが合理的。 【売買参加者】 ・危惧するのは規制がなくなった結果荷が入らなくなること。 【卸】 ・情報を出すことは可能。 【仲卸】 原則商物一致とおかないとチェックの理由が立たないのではないか。 【開設者】 ・「横浜中央卸売市場」の卸売業者として取引をしていることから、売上高割使用料を徴収させていただきたいという考え。	卸売業者は、市場において基幹的な役割を担っていることから、場内取引に十分配慮した上で、市場外にある物品の卸売をすることができる。←② ただし、開設者に対して市場外にある物品の卸売の毎月の実績を報告し、売上高割使用料を支払わなければならない。←③④
直荷引きの禁止	仲卸業者は、所属する部の卸売業者以外から仕入れてはならない。ただし、卸売業者が集荷することが困難な物品として、開設者の許可を受けた場合は、当該卸売業者以外から仕入れることができる。 ただし、開設者に対し売上高割使用料を支払わなければならない。	・自由化するが、仕入額を開設者に報告する義務を課すとともに、その取引額(仕入額割)に基づき使用料を賦課する。 ・仲卸業者の直荷引きは買付のみとする。 (48条第1項の規定を維持)	①荷揃えについて ・卸から買うのが前提だが、ない荷は引くしかない。 ②実態の把握について ・市場使用料の支払いは不公平がないようにするべきで、開設者もしっかり把握してほしい。 ・直荷の仕入先も直送とセットでオープンにしていきたい。	【卸】 ・仕入先が分かれば持つてくることもあり得る。 【仲卸】 ・仕入先の公表は問題ない。	仲卸業者は、市場内の卸売業者からの仕入を基本とするが、所属する部の卸売業者以外から仕入れることもできる。←① ただし、買付のみとし、開設者に対し仕入高割使用料を支払わなければならない。←②
セリ物品	販売方法を3つに区分し、1号を「販売予定数量のすべてをせり売りする物品」、2号を「販売予定数量のうち一定の数量若しくは一定の割合をせり売りする物品」、3号を「いずれの販売方法でも差し支えない物品」に区分している。	・1号と2号を統合し、2区分とする	・異論無し	-	1号と2号を統合し「販売予定数量のすべて、若しくは一定の数量または一定の割合をせり売りする物品」とそれ以外の2区分とする。せりに参加できる者の承認制度を導入する。
部類及び取扱品目	本場には、青果部、水産物部、鳥卵部を、食肉市場には食肉部を設置する。 取扱品目は青果部では「青果物及びその加工品並びに規則で定めるその他の食料品」、水産物部では「水産物及びその加工品並びに規則で定めるその他の食料品」と、限定列挙している。	・部の制度は維持。基本取引品目は変更せず。 ・全ての部で、アルコール飲料以外の飲料の取り扱いを可とする(医薬部外品は除く) ・全ての部で、加工食料品は全て可とする。 ・花きの取扱いについては今後検討する。	部の維持、取扱品目の拡大について ・基本的には良い。 ・関連事業者の立場も考えないといけない。	【関連】 現在関連事業者が取り扱っている品物との重複はない方がよい。詳細は今後詰めさせてほしい。 【卸】 ・花については食品とは適合する農薬が違うので、同じ売り場であって風で農薬が飛んで付着した場合に困る。	改正卸売市場法では「部」の規定が削除されたが、改正条例では「部」の規定を存続させる。 青果部の取扱品目を拡大し、その他の食料品を「加工食料品」「飲料(アルコール飲料を除く)」とする。 花きは取扱品目とはしない。

※ 前回提示しなかった項目

項目 (削除された規制)		
	現行条例内容	見直し方針
自己買受の禁止	卸売業者の受託品の買い取り及び同一市場の同一の部の卸売業者からの買受を禁止する。	法律の禁止規定が削除されたため、条例の禁止規定も削除する。
市場外販売の禁止	卸売業者及び仲卸業者は、市長の承認を受けなければ、市場外の開設区域内で取扱物品の販売を行ってはならない。	法律の禁止規定が削除されたため、条例の禁止規定も削除する。
決済条件	卸売業者は、受託物品売買仕切り金を取引の翌日に支払わなければならない。また、仲卸業者や売買参加者は、卸売業者に対しその代金を買受けた日に支払わなければならない。ただし、支払いに関する特約を締結した場合はその限りではない。	現行規定を維持する。

市場取引委員会で検討が必要な事項一覧(青果部)

参考

生鮮食料品の流通構造の変化に対応しつつ、市場に求められる集荷・分荷、公平公正な取引による価格決定などの機能の維持と市場の活性化の観点から、改正法では削除された次の取引規制等について検討が必要となっている。

項目	現条例	規定の趣旨と検討点	検討の方向性	業界意見
卸売の相手方の制限 (第三者販売の禁止)	第39条第1項(抄) 卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。(以下略)	【趣旨】利害が相反する売り手と買い手を対置させ、取引の調和均衡を図るために、卸売業者の仲卸業者及び売買参加者以外への卸売が原則禁止されている。 【検討点】卸売の相手方の規制の緩和若しくは自由化	・卸売相手の規制を廃止し、卸売業者からの買受可能者の規制に変更する。 ・買受可能者は、原則として卸売業者との取引契約締結者、代金決済機構参加者とする。 ・卸売業者は契約相手を開設者に届出る。 ・販売先開拓等のために、継続的な卸売が未定の事業者への卸売や、残品等についての臨時的卸売など、例外として臨時的取引を行った場合は、開設者に取引結果を報告する。 ・せりに参加できる者の承認制度を導入する。	・基本は反対だが、条例改正の方向性は認める。 【小売】 ・市への報告だけでなく、業界(委員会を設け)の承認を求めてほしい。【小売】 ・異論はない【卸】【仲卸】
市場以外にある物品の卸売の禁止 (商物一致の原則)	第42条第1項(抄) 卸売業者は、市場における卸売の業務については、当該市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。(以下略)	【趣旨】生鮮食料品の公平、公正な取引及び価格決定のために、市場を経由した取引を行うことが原則となっている。 【検討点】直送とも呼ばれる、市場を経由しない取引の規制の緩和若しくは自由化	・自由化するが、卸売の数量、金額はすべて開設者に報告し、これに基づき使用料を賦課する。 ・取引のすべてを海外で行ったものは対象外とする。	・異論はない【卸】
仲卸業者の業務の規制 (直荷引きの禁止)	第48条第2項(抄) 仲卸業者は、その許可に係る市場内においては、当該許可に係る取扱品目の部類に属する物品を当該市場の卸売業者以外の者から買入れて販売してはならない。(以下略)	【趣旨】集荷は卸売業者の業務、分荷は仲卸業者の業務とされており、仲卸業者の市場外からの買い入れを認めると集荷・分荷など取引の均衡が崩れる恐れがあるため原則禁止とされている。 【検討点】仲卸業者の直荷引きの禁止の緩和若しくは自由化	・自由化するが、仕入額を開設者に報告する義務を課すとともに、その取引額(仕入額割)に基づき使用料を賦課する。 ・仲卸業者の直荷引きは買付のみとする。	・卸売業者の集荷が不足している状況があり、直荷引きは必要。受託をする気はない。【仲卸】 異論はない。【卸】【小売】
売買取引の方法(せり物品)	第35条第1項(抄) 卸売業者は、市場において行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。 (1)卸売予定数量の全てをせり売又は入札の方法によることが適当である物品として規則で定めるもの(以下略) (2)毎日の卸売予定数量のうち少なくとも一定の割合に相当する部分についてせり売又は入札の方法によることが適当である物品として規則で定めるもの(以下略) (3)前2号に掲げる以外のもの(以下略)	【趣旨】取扱物品について全てをせり売又は入札の方法によることが適当である(1号)、少なくとも一定の割合に相当する部分についてせり売又は入札の方法によることが適当である(2号)、せりまたは入札を行う必要がない(3号)に分類されている。 【検討点】せり取引すべき物品の規制の緩和	・販売方法について、全量、若しくは一定の数量又は比率をせり売りすべき品目と販売方法に制限を設けない品目に区分する。(1号、2号、3号の区分への変更前の特定物品の考え方) ・せり売りすべき数量、比率は取引参加者の意見を参考に市場長が定めることとする。 ・せりに参加できる者の承認制度を導入する。(再掲) ・せり人試験制度は継続する。	・せりは現状でもほとんどなく、必要ない。【小売】 卸売業者がうまくコントロールしてほしい。【仲卸】 ・価格決定の柱として、結果の公表が重要【卸】 ・価格決定機能を有する市場としては、厳しくとも維持すべき。【卸】
取扱品目の部類及び取扱品目	第3条第1項(抄) 市場の取扱品目は、市場及び取扱品目の部類ごとに次に掲げる物品とする。 青果部 野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の食料品 水産物部 生鮮水産物及びその加工品並びに規則で定めるその他の食料品 第2項(抄) 鳥卵部 食鳥、鳥卵及びこれらの加工品	【趣旨】青果部、水産物部等の取扱品目の部類ごとに取扱物品を定めている。 【検討点】取扱品目の部類の存続及び取扱物品の見直し(改正法では部類の規定が削除され、市場で取り扱う生鮮食料品等を開設者が定めることとしている。)	・部の制度は維持し、基本取引品目は変更しない。 ・すべての部で、アルコール飲料以外の飲料の取り扱いを可とする(医薬部外品は除く) ・すべての部で、加工食料品はすべて可とする。 ・花きの取扱いについては今後検討する。	・受託拒否の禁止の制約の中、米を外したことは評価できる。【卸】 ・お客との関係の中で、希望される品目を揃えることは必要。【卸】【仲卸】【小売】 ・競争相手のコンビニやミニスーパーに対抗するためにも品目を増やすことは必要。【小売】

*「業界意見」は平成31年2月19日に青果部の各組織代表者による意見調整会議の場において述べられた、検討の方向性についての主な意見。

議 事

【開会】

市場担当理事から開会にあたってのあいさつ。

【議題 1、2：会長及び副会長の選任】

会長に三村委員を選任。副会長に高力委員を選任。

【議題 3：取引規制の見直しについて】

卸売市場法の改正の概要並びに当委員会で審議し見直すべき取引規制の内容及び業界の意見について、資料 3 及び資料 4 により事務局から説明。今回の委員会においては諮問をせず、次回の委員会で諮問し討議のうえ、次回以降に答申することについて確認した。

= 質疑等 =

<事務局から配布資料についての説明の後、資料 3 により、市場法改正について説明>

石井委員： 公設公営を考えているが、民設民営でもいいと、その場合は答申内容を参考にしてもらおうということだが、それは強制力を持つのか

事務局： 強制力はない。基本は開設者が決めるもの。

石井委員： わかりました。

三村会長： 「認可」から「認定」になるとどれくらいの条件の緩和となるのか

事務局： 「認可」というのは基本的に特許を受けたところだけが開設できる。中央卸売市場を開設するにあたり国の特許を受ける。「認定」というのは、卸売市場は誰でもできるが、その中で「中央卸売市場」という名称を使うことを認める。誰でもできる卸売市場の中で、一定の基準を満たした市場であるということを国が認定する。強制力その他の意味では全く違う。

三村会長： 何かのチェックが入るなどの際も、認定の場合は厳しくはないのか。

事務局： 認定なので一定の基準を満たしていないということで取り消されるということはある。すると、卸売市場として継続できても「中央卸売市場」という名称が使えなくなる。認定の取り消しや厳格なチェックについて国は言っているが、いままでの規制については開設者が決めていく枠が大きくなり、自由度が高まることは間違いない。ただ、公益的使命を持つ中央卸売市場に対するチェックはすると言っている。

<資料4の内容に関連して>

石井委員： 第三者販売の部分で、買受可能者は「取引契約締結者」と「代金決済機構参加者」とあるが、両方満たす必要があるのか。

事務局： 水産物部と青果部で同じ資料を使用しているが、青果部については基本的に「代金決済機構参加者」を条件とすると考える。

石井委員： 「せりに参加できる者の承認制度」の承認基準は何か。

事務局： 次の段階までに検討していく中で、お示しできればお示ししたい。

石井委員： 第三者販売については市に届け出て市が承認するということだが、業界で委員会を設けてそこで承認を、という提案をした。それは法的にできないとのことだったので、この市場取引委員会に報告し、検討するようにしてほしい。単に条件がそろえばよいというのは我々としては抵抗がある。

鈴木委員： 第三者販売について「仲卸は、異論はない」となっているが、「基本的にはしてもらいたくないが、今回改正するという事で認める」ということ。全青連の意見としては「絶対的に認めるのはやめよう」ということになった。市場の外で見えないところで荷物が動いて仲卸が買えないということもある。どれくらいの物が第三者販売として卸から直に荷物が動いているのか、どのような品物が動いているのかということオープンにしてもらわないと、仲卸に荷物が足りないという時にどこかで調達する必要が生じる原因となる。そのへんはオープンにしてもらいたい。見えないところで取引されることは、仲卸としては賛成しない。

事務局： 表現については不適切だった。失礼しました。

石井委員： その時に、罰則規定がない。交通違反でも罰則規定があるのに、ただ「すみません」で終わるのは困る。

鈴木委員： オープンにしてもらい、どこにどの程度荷物が流れているのかがわかれば、納得できるが、わからない状態で流れるのであれば、やはりまずい。

事務局： 水産物部でも仲卸さんを中心に厳しいご意見をいただいている。仲卸は、卸さんに対してどこにどういうものを販売したのかということ公表するように要望してきている。最終的に水産同様となるかはわからないが、「見える化」を図っていくという方法もある。

福留委員： 今の「売買参加者」がなくなって「買受可能者」になるというとりえ方でよいか。

事務局： 法律上の規定では「取引参加者」という表現になっているが、それは広い概念であって、今日ご用意した資料3-3「認定申請書」様式の「7 卸売業者以外の取引参加者その他の関係事業者に関する事項」(記載上の注意)に「売買参加者数の欄には、仲卸業者以外の買受人であって、開設者による承認、登録等を行っている者の数を記載」とあり、法律には直接言及がないが、様式にはこういう形で載っている。また、事業報告書の様式にも「売買参加者とは、仲卸業者以外の買受人であって、開設者による承認、登録等を行っている者」ということで、国は様式上はこうに考えているということ。

福留委員： 事務局の資料に書かれている「取引可能者」というものが、法律の様式上の「売買参加者」という理解でよろしいか。

事務局： はい。

福留委員： 卸売業者としては取引参加者をこれから増やしていきたいと考えている。既存の参加者の利益を守りつつも、間口を広げていくことも必要だと考える。

三村会長： 今後、自由化によって市場のテリトリーを広げていくということか。

福留委員： そうだ。既存の参加者の利益を守りつつ、そういった取引を作っていくということだ。

三村会長： そのほか取引の方法、せり物品についてはどうか。

石井委員： せりについては非常に少ない。それで価格を決めるということだが、価格はほとんど産地からの指値だ。形骸化している。特に問題になっているのは市内産の品目。それについては買いたいのだが、品物が無い、品質が良くない。一定数量を残すということだが、品物の良し悪しが無い。100のうちの30残したとしても、鮮度の落ちたものをせりに出すということを行っている。数量的には達成しているが、販売の方法としてはおかしいのではないか。それから、売り先を増やすというが、卸売業者はまず集荷。より多く品物を集める。その販売は仲卸さんや我々が、というのが市場のやりかた。卸売業者が、ただこういう人がいるから連れてきた、というのは理屈に合わないのでは。

鈴木委員： せりに関しては、40年ほど前は全面競売だった。それでも産地はよかった。いま、産地でも後継者問題が深刻になっている。生産者自体が減っている。そういうなかで、せりで小売さんの買いたい値段、(店で)売りたい値段でせりで落とすとすると、産地の方がそれに耐えきれないというのが今の状況。基本的には今、産地からの指値の依頼が強い。それ以下の値段ではせり落とせないというのが現状ではないか。将来を考えれば、生産者を残す意味でも、ある程度指値を大切に商売をしていかなければいけないのかなど。やはりそこに産地の指値と一般消費者の買いたい値段にギャップがある。今の消費者のなかでは、安心安全を買うという意味では、ただ単に安いものではなく、多少高くてもいいという人も増えた。そのへんで量販店なり末端の小売さんが、自分たちの売りたい値段、利益の出るような値段で設定していくと、産地との指値に差がある。だから、これからどうやって売っていくのかというのが一つの課題だと思う。

後藤委員： 昭和の40年代50年代と経て、農業そのもののあり方が大きく変わってきた。昔は情報もそれほど発展していなかったところで、農業というのは、何とか生活していければいいというところがあった。昨今は情報が発達してきて、都市部であれ遠隔地であれ生活そのものの違いがなくなってきた。その中で産地が、(無条件委託ということではないが)、やはり市場に出せば、一生懸命作ったものが5円10円になってしまう、という時代から、再生産価格、自分たちが生活をしていくための価格形態を守りたい、というのがJAなり全農なりという組織となって、市場に対して最低限、未来も生産者を残すためにこれくらいの単価を、ということになっている。その中には輸送コストもある。昔であれば人力で運んでいたものが、自動車になり鉄道になりと、費用のかかる物流が変わってきた。そこを守っていかなければいけないというのも、卸の役割だと思っている。当然その中で、鈴木委員が言ったように安心安全ということを消費者に分かっていただけるかということ、我々や産地がしっかり作り上げていかなければ、値段の部分で買い手の不満が増えてくるだろう。それを御理解いただけるように取り組んでいきたい。

先ほど石井委員が言った市内産の関係についても、地元消費というなかでの戦略を我々は考えながらやってきた。取引委員会で決められた何パーセントという（率が）ちゃんと守られているかという、できていない。地元の直売所など生産者の選択権が年々増えてきている。昔で言えば「今日はハウレンソウが多かったから30円20円」という時代もあったが、最近は直売所の単価というものも生産者は見ながら、「市場へ出すのなら自分で持って行って、直売所に手数料15%払ってもいいから値段をつける」というような考え方が主流になってくる。それが、地元の野菜でコストもそんなに高くないのに、なぜこういう単価を求めるのか、というところに出てきている感じがする。その理由だけで我々は仕事ができないので、いかに共同ができるような取引を作っていくか、ということだ。ちょっと御理解いただけないような、売れ残った商品を売っているのでは、と言われるようなことのない関係をしっかり作っていきたい。

三村会長： 今回の取引制度の改革の中で、それは非常に重要だと思う。ある意味で形骸化している1号2号3号という基準を緩和していくのはいいと思うが、特定物品ということに変えていくことで改善できるのか。

事務局： 平成12年の改正前には、例えばジャガイモとか玉ねぎとかサトイモとか、ある程度安定している物については、もともとせりにかけなくてよいということがあった。それに対して農水省の主要13品目、大型の野菜、主要な野菜についてはある程度せりをするということで、これは小売商の皆さんに供給するというのも含めて必要と考えている。その品目の分け方をどうするかということについては業界の皆さんの意見を聞きながら決めていくという考え方をしている。ただ、こちらに来て即日売らないことが一般的な品目は多数ある。こういうものはせり品目から外すのは当然と考える。それ以外の品目でせりでなくてもよい品目、一部でもせりをすべき品目、ということは業界意見の中で決めていく、という流れになると考えている。このへんの具体的なものは次回、事前に業界の皆さんのご意見をお聞きした上でお諮りする、ということになると思う。

高力委員： いろいろ難しい点はあると思うが、市場の役割を考えると消費者に対してどういうことが言えるのかと、皆さんの話を聞いて考えた。いままで市場というのは、基本的に安定した量、安定した品質、安定した価格で届けるというのが一つの役割だったと思う。話を聞いていると、市場の役割自体が変わってきた…変わったわけではないのだが、生産者と消費者を結ぶ仲介役としての役割は、市場が生み出す付加価値は何かということを示していかないと、取引がうまくいかないのではないかと。非常に第三者的な話なのだが、買う側から見ると、つい価格に目が行く。でも価格だけで勝負していると、市場は量販店の直接取引とは太刀打ちできないかもしれない。そういう風に考えたときに、今、皆さんが言ったような安全とか安心とか顔が見えるとか、小売側の、消費者側の意見がそのまま反映されている、卸とか中間者に反映されている、ということ、ある意味エビデンスというか、どこかで示しながら販売していくということが、今後求められていくのかなという気がした。でないと、逆に消費者から考えると、例えば第三者販売であろうが仲卸であろうが、わからないわけで、そこは最終的には市場の役割ということを見ると、皆さんがwin-winというか、共に成り立つ関係を作るには、一番は消費者に「市場はこんなに今、変わっているんです。だから、生産者ともどもこういう商品を、価格はある程度高くても、付加価値をこれだけ付けているから少々高いけど」、ということを示していかなければならない。そういう仕組みを今後考えていかなければならないと思う。だから、直送にしても、直荷引きにしても、第三者販売のことも、見えない部分を、いかに見えるようにしていくかということが求められる。とにかく、見えない部分をどんどん見えるようにしていかないと、仕組みとしてはできても、市場の役割としては果たせないと思っている。

三村会長： 今回、市の方で再度内容を検討してくれるということだが、小売りの立場としての大変さは理解した。仲卸の立場としては、この資料に書かれていることについて何かあるか。

鈴木委員： 農産物は機械でできるわけではないので、たとえば2Lから2Sまでのサイズがあるし、秀・優・良という等階級を合わせると、非常に多くランク分けがある。第三者販売ということになると、そのうちの中心的な物でいい、という取引になると思う。上から下まですべてということにはならないだろう。その点、仲卸は、大きいものから小さいもの、いいものから多少悪いもの、すべてのものを網羅して、それに向く小売屋さんなり量販なりに対する荷物を分荷していくという作業をする。これは仲卸でなければできないと思う。卸が第三者販売するにあたって一番危惧するのは、(その相手が)例えばLLだけでいいという取引の場合。他のサイズのものはどうするのか。それは仲卸に売ってもらえばいい、ということになることだ。

それが全青連において断固反対しなければ、ということだ。卸というのはやはり基本的には集荷。どれだけのいい品物を集めて仲卸なり小売なりに卸すか。仲卸というのは上から下までの全てをうまく分荷しながら、いろいろなところへさばっていく。それが仲卸の一つの腕というか、求められていることだと思う。

三村会長： 農協(JA)のあり方、農産物や産地のあり方自体が大きく変わってきており、相当に競争力や価格決定権を持ち始めているという状況の中で、それでも市場においてはせりをベースとして価格設定する機能は維持していかないと、卸売市場としての機能は果たせない。

先ほどの話にもあったように、しかし、そこには魅力的な商品が乗ってくるのか、あるいは、せりを有効化するためある程度の割合は維持した方がよい、という考え方は、いろいろなバランスの中で考えられていくように感じる。

せりの参加者や承認制度は現状通りという事だが、特定物品の考え方や区分けは卸売市場の戦略的な設定の仕方になると思われるし、卸・仲卸・小売りの立場からすれば、魅力的な商品をそこに乗せていく、時には入れ替えていくという柔軟さも必要になってくる。これについては制度設計を横浜市の方で考えていかなければならないのではないかと。

事務局： 承知しました。

三村会長： せりの制度等について、他に意見はないか。

後藤委員： 産地希望価格については、市場を通したから物が高く売れるという事では決してなく、従来通り我々は、最低限、生産者の方々の納得する、かつ、販売する仲卸さん・小売りさんも納得した価格形態にもっていきたい。

何でもかんでも生産地が求めているものを我々が100%代弁しているわけではない。先ほどの私の表現だと、思いのほか高く売っているような表現になってしまったが、そうではない。

消費者の購買や消費の形態が変わってきており、野菜自体が高い時にはカット野菜や総菜がどんどん出てきている。小売屋さんが多かった時代は、店先で消費者の方々が今夜のメニューを考えながらやってきたが、共働きなどで働き方が変わってきて、食に対する外部化が非常に増えてきた中で、どうも生鮮の部分がないがしろになってきている。

実際、私もスーパーで買い物をするときに原価計算をする。例えばカレーを作るときに、このカレーは10杯分作れるから1杯250円だね、とか、餃子を120個作ったから1個25円だね、とか。スーパーへ行って餃子を一皿買ったり、お弁当を買ったりしたときに、果たして一番メリットがあるのは何なのかと考えると、働き方の変化というの

重々わかるが、家庭での料理というのが一番安いのだから、そこに我々がいかにして供給をしようかという事を考えている。

石井委員： 要するに、(市場)全体として、大手量販店が一番の問題。

一つの例として、災害などが原因で野菜などの品物が高くなると、(大手量販店は)一日何品目をいくらで売ります、ということが始まる。それは、彼らが損をして売ることになるのかというと、損はしていない。仲卸さんなり何なりから搾り取って、この値段でよこせという。

我々は市場で200円のものを買って、100円じゃ売れない。200円のもの場合は、250円~300円で売る。そこで(大手量販店との)差が出てきてしまう。そういうことを(大手量販店は)必ずやる。後藤委員の話に出た総菜にしても、ある一定の時間が過ぎると半額になる。生活する人にとっては、500円だった寿司が250円になれば間違いなく買う。大手量販店にはそういう策があるので、規制はできないにせよ、対抗していくような策を市場全体としてやっていかないと。

昔は価格決定権というのは市場にあったが、今は違う。買う方の大手と売る方の大手、どちらかが価格決定権を握ろうと思って頑張っている。そして間に挟まれた市場が一番疲弊して困っている。そういう全体的なことを考えていかないと、これから先、市場が生き残っていくためには、対大手量販の対策というのは大変。なにしろ両方から攻められるのだから。

後藤委員： 委員会だとか、国による、関東地域における青果物の必要入荷量の見通し会議などはある。そういう会議の中で、市場が求めている量と生産地が出荷したい量には差異がある。その差異をどう埋めるかというのが本来は国の仕事なのに、国はそれをやらない。国として、事業の中で「施設を作れば補助金出しますよ」という世界ではなく、もっと違ったところに仕組みを作ってほしい。(例えば)見栄えのいいトマトばかりがどんどん栽培されたとして、日本人はトマトをそんなに食うのか?という量になったときにどうするのか、という話になる。リンゴやミカンなどは、産地がある程度の量を決めて売ってくるとなれば、我々はそこを守っていかなければならないという関係になってくる。

一概には言えないが、そういうところも含めて考えていかないと、お互いに不平不満がある中でやっていくことになる。

三村会長： 大変よくわかった。今回の自由化や規制緩和も、いったんは過去のしがらみを解いてみつつ、全体の供給の調整や安定化のために市場機能が必要であるという事を、再確認することになるような感じがする。卸売市場が競争力を持つためにどこまで規制を緩和していったらよいのかを検討していただくのもよいし、生産者の意見にしても、市場は知らないなどとはおそろく思っておらず、むしろ頼りになる卸売業者・仲卸・小売りの情報が欲しいというのが多くの皆さんの本音かと思う。そのための機能強化という方向に向くようお願いしたい。

今の論点について、意見はこれで良いか。

<一同異議なし>

三村会長： 取扱基本品目については、自由化ないし増やしていくことに関し、皆さん賛成でよいか。

鈴木委員： 基本的には良い。ただ、関連事業者という立場の方が周りにおいて、ジュースだとか色んなものを扱っているところもあるので、市場として品目を増やしたときに既存の関連事業者がどうなるかという事も少し考えていかないといけない。

事務局 : 鈴木委員に確認だが、第三者販売のところで、市場とさらに取引が増えた場合の話は、直送とセットでの意見という理解でよいか。

鈴木委員 : よい。

三村会長 : ある程度の歯止めがあつてよい、という意見ですね。
それでは、具体的な取引ルール案については次回、市から提案という事にさせていただきたい。

事務局 : 市場の取引に関する案件について 6 月に具体的な案をお示しし、7 月に答申をいただくということにしたい。その後、開設運営協議会で業務規程全体について答申をいただき 12 月の市会へということになる。

(改正) 卸売市場法

第四条

- 4 業務規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 二 卸売業者、仲卸業者その他の卸売市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）が当該卸売市場における業務に関し遵守すべき事項
- 5 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る卸売市場について次に掲げる要件に適合すると認めるときは、当該認定をするものとする。
- 五 業務規程に定められている遵守事項が、次の表の上欄に掲げる事項に関し、同表の下欄に掲げる事項を内容とするものであること。

二 差別的取扱の禁止
卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。
五 受託拒否の禁止
卸売業者は、その取扱品目に属する生鮮食料品等について当該卸売市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒まないこと

(改正) 卸売市場法施行規則

第六条

法第四条第五項第五号の表の五の項の農林水産省令で定める正当な理由がある場合は、次のとおりとする。

- 一 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等が食品衛生上有害である場合
- 二 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等が当該卸売市場において過去に全て残品となり販売に至らなかった生鮮食料品等と品質が同程度であると開設者が認める場合
- 三 卸売場、倉庫その他の卸売業者が当該卸売市場における卸売の業務のために使用する施設の受入能力を超える場合
- 四 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等に関し、法令に違反し、若しくは公益に反する行為の疑いがある場合又は販売を制限する行政機関の指示若しくは命令があった場合
- 五 販売の委託の申込みが法第四条第五項第五号の表の四の項の規定により卸売業者が公表した売買取引の条件に基づかない場合
- 六 販売の委託の申込みが当該卸売市場以外の場所における売買取引の残品の出荷であることが明白である場合
- 七 販売の委託の申込みが次に掲げる者から行われたものである場合
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
- ロ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者
- ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する者